



Vol.146

杜若経営法律事務所 弁護士 岡 正俊

★事故なし・不起訴の酒気帯び運転による懲戒免職・退職金不支給は有効か

今月のニュースレターは、酒気帯び運転を理由に懲戒免職処分と退職手当全額不支給処分を受けた消防職員が、その取消しを求めた事件（福岡高裁 R8. 6. 11 判決）をご紹介します。一審判決（福岡地裁 R7. 12. 19）は処分を取り消しましたが、控訴審は処分を有効としました。

1. 事案の概要

被告は福岡市、原告は昭和62年採用の消防局職員（係長級で、管理職ではありません）です。原告は、ある日の午前11時過ぎ、前日夜に焼酎の緑茶割りをグラスで6～7杯飲んでから約12時間後に自家用車を運転し、呼気10当たり0.2mgのアルコールが検出されて検挙されました。

事故は起こしておらず、人的・物的被害はありませんでした。後に不起訴処分となっていますが、免許停止の行政処分は受けています。原告は、約36年間、懲戒歴なく勤務してきた職員でした。

福岡市では、平成18年の海の中道大橋死亡事故を機に飲酒運転の撲滅に取り組み、酒気帯び運転は原則免職とする指針を定め、残り酒の危険性についても具体的な数値（ビール中1杯と焼酎お湯割り2杯で、消失まで15時間以上かかる等）を用いた研修を繰り返し実施していました。原告もこれらの研修を受けていました。

2. 裁判所の判断

一審（福岡地裁）と控訴審（福岡高裁）で、判断が分かれました。分かれ目は、原告が運転時に酒気を帯びていると認識していたか（故意・重過失があったか）でした。

一審は、原告が飲酒後に十分な睡眠をとっていたこと、同僚がアルコール臭に気づかなかったこと、検挙時にふらつきがなかったこと、聴取で一貫して前夜のみの飲酒と説明していたこと等から、原告はアルコールは抜けていると認識していた（故意・重過失はない）と認定しました。そのうえで、事故もなく結果は軽微で、長年真面目に勤務してきたこと等を踏まえれば、免職は重すぎるとして処分を取り消しました。

これに対し控訴審は、原告が前日に相当量（平常時の申告＝焼酎3杯程度の倍以上）を飲んでしたこと、研修で残り酒の危険性や、睡眠でむしろ分解が遅れることを学んでいたこと等から、原告は酒気を帯びて運転していると認識していたと推認しました。原告の知らなかったという弁解は、研修を受けていた事実を照らし採用できないとしています。そして、消防職員が飲酒運転撲滅を推進する立場であること等を重視し、事故がなく不起訴であっても、免職は違法とはいえないと判断しました。

懲戒免職に伴う退職手当全額不支給処分の適法性については、裁判所は、退職手当が勤続報償を中心としつつ、給与の後払いや生活保障の性格も併せ持つことを前提としたうえで、その支給制限は退職手当管理機関の裁量に委ねられ、社会観念上著しく妥当を欠く場合にのみ違法となるとの枠組みを示しました。そして、長年にわたる飲酒運転撲滅の取組の経過や本件行為の性質等に照らせば、原告に有利な事情や退職手当の後払い的性格を踏まえてもなお、全額不支給は裁量権の逸脱・濫用とはいえないと判断しました。

3. まとめ

近時、飲酒運転をめぐっては、公務員に厳しい最高裁判決が続いています。令和5年6月27日判決（宮城県・県教委（県立高校教諭）事件・労判1297号78頁）、令和6年6月27日判決（大津市（懲戒免職処分）事件・労経速2558号3頁）は、いずれも飲酒運転をした職員の懲戒免職と退職手当の全額不支給を適法と認めました。最高裁判決の事案は物損事故等のあった事案ですが、本判決は事故がない事案についても、この流れをさらに進めるものと言えます。

もっとも、この結論を、公務員のような公共性を持たない民間企業の従業員、特に運転を業務としない従業員にそのまま当てはめるのは慎重であるべきです。飲酒運転が社会的に強く非難される行為であることは間違いありませんが、民間においては、職場秩序に与える影響、業務との関連性、処分のバランス、飲酒運転に対する教育・周知の状況等を踏まえ、事案に応じた慎重な判断が必要です。

とはいえ、本判決において、研修・指導とその記録が、本人の知らなかったという弁解を封じた点は大変参考になります。控訴審が故意を認めた決め手は、市が具体的な数値を用いた研修を繰り返し実施し、原告がそれを受けていたという事実でした。現状では、このような研修・指導をしつつ、判決の動向に注視しながら、個別事案に応じた対応をしていくよりほかないかと思います。

折しも、平野弁護士が今月のニュースレターで、民間企業のドライバーの事件について取り上げていますが、業務内容との関りや事案の重大性等から、懲戒解雇が有効とされるケースも見られるようになっており、今後もこのような判決の動向には注目していきたいと思います。

お電話・メールでご相談お待ちしております。（9:00～17:00）

[杜若経営法律事務所](#) TEL03-6275-0691/FAX03-6275-0692

メールでのお問い合わせは[こちら](#)